

優秀論文賞選考細則

2002年10月13日 制定

1. 本細則は、優秀論文賞規程第6条に基づき、日本教育心理学会優秀論文賞の選考基準および選考方法を定めるものである。
2. 選考対象となる論文は、当該年度に機関誌『教育心理学研究』に発表された全論文のうち、城戸奨励賞の選考対象とならない論文である。ただし年度とは1月1日から12月31日までをさす。
3. 論文の選考は第一次選考、第二次選考および最終選考からなる。
4. 第一次選考、第二次選考は、委員の3分の2以上の参加によって成立する。
5. 最終選考は、委任状を含めて委員の過半数の出席によって成立する。
6. 第一次選考においては、第2条に規定する論文の中から、各委員が1編ないし2編を選び理由を附して推薦する。
7. 第二次選考は第一次選考の被推薦論文のうち2名以上の委員から推薦された論文について行う。
8. 第二次選考においては、前条の基準を満たした論文について、各委員が次の観点から順位を付ける。
 - (1) 成果の学界への貢献度
 - (2) 成果の教育への貢献度ただし、順位は観点ごとに1位から3位まで付けるものとし、同順位は認めない。なお、上記(1)については、論文展開の論理および研究推進の方法・技術についても十分考慮するものとする。上記(2)については、教育実践と直接かかわらない論文についても、広く教育一般への寄与という観点から評価するものとする。
9. 第二次選考の結果は、観点ごとに1位を3点、2位を2点、3位を1点、それ以外を0点と得点化したうえで、論文ごとに
 - (1) 観点別の得点の平均
 - (2) 2つの観点の得点を合計した総合点の平均を算出し、これを一覧表にする。
10. 最終選考においては、観点別の得点の平均が1位と2位の論文、および総合点の平均が1位と2位の論文を審議の対象とする。
11. 最終選考においては、前条の基準に達した論文について審議し、多数決をもって受賞論文を決定する。
12. 受賞がないと決定した場合は、その年度の授賞は行わない。